

## 屋外広告物許可申請の流れ

### 1. 事前相談

窓口若しくはメール・お電話にて事前にご相談ください。

### 2. 申請書提出

貝塚市役所まちづくり課に2部申請書を提出してください。なお、郵送される場合は、必ずお電話にて必要書類をご確認ください。

許可書の郵送による返送を希望される方は定形外封筒と必要分の切手を同封してください。

(返信時は副本の他、A4の送付状・許可書及び申請広告物数量分の許可シール(1g/枚)を同封します)



### 審査・手数料算出

本市にて審査を行い、手数料算出を行います。

申請資料に不備等がない場合は、手数料の納付書を申請者様に送付させていただきます。

### 3. 許可手数料の納付書

許可手数料を納付いただき、領収印のある「納入通知書兼領収書」の写しを送付してください。(FAX可)



### 許可書及び許可シール発行

通常約7営業日で許可書を発行します。

### 4. 広告物の設置

広告物設置の意匠変更等は、必ず許可を受けた後に行ってください。

また、設置完了後速やかに、「竣工届出書」を提出してください。

### 許可期間

許可期間は2年以内(はり紙・立看板等は30日以内)

### 5. 継続申請又は撤去届

継続許可申請の場合は、許可期間の満了前までに申請が必要です。なお、前回の許可期間満了日の1か月前までに通知書をお送りいたします。

撤去される場合は、「撤去届出書」の提出をお願いします。

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市役所 まちづくり課

TEL : 072-433-7211 (直通)

FAX : 072-433-7079

Mail : machi@city.kaizuka.lg.jp